

日本下水道事業団では、地方公共団体職員・民間技術者の育成支援のため、下水道技術検定・下水道管理技術認定試験を実施します。

## 下水道技術検定

日本下水道事業団では、年1回、全国10都市で下水道技術検定を行っています。

試験の日程・実施場所は、管理技術認定試験と同一となっています。

下水道の設計、工事の監督管理及び維持管理については、下水道法第22条の規定により、学歴に応じた一定の下水道実務経験を有する者に行わせなければならず、下水道管理者は、事業を実施するにあたっては、このような有資格者を確保しなければなりません。

技術検定は有資格者の早期確保などを目的に創設された制度で、合格した場合、下水道法第22条の資格取得について必要とされる実務経験年数を短縮する特例が認められています。

また、下水道維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)により登録しようとする業者は、第3種下水道技術検定に合格し、所定の実務経験年数を有する者を登録しようとする営業所ごとに置くこととするとともに、包括民間委託にあたっては、民間事業者が下水処理場等の運転操作等の維持管理を行うので、民間事業者が地方公共団体の補助者となる仕様発注方式とは異なり、民間事業者側に下水道法施行令第15条の3の有資格者を置くことが求められています。(平成16年国都下管第10号下水道管理指導室長通知)

なお、国土交通省は、「維持管理業務の委託にあたっては、民間事業者側に運転管理、水質管理等の各業務分野ごとに有資格者の配置を求めるなど、積極的に民間事業者における有資格者の活用を図ること」(平成17年国都下管第13号下水道管理指導室長通知)と指導しています。

技術の内容に応じて「第1種技術検定」「第2種技術検定」「第3種技術検定」の3つの区分があります。

令和7年度までの合格者は69,228人となっています。

■ 検定区分・試験内容

■ 検定区分及び対象

検定区分	検定の対象
第1種技術検定	下水道の計画設計を行うために必要とされる技術
第2種技術検定	下水道の実設計及び工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第3種技術検定	下水道(処理施設、ポンプ施設)の維持管理を行うために必要とされる技術

■ 試験科目及び試験の内容

検定区分	試験科目	内 容
第1種 技術検定	下水道計画	下水道の配置、構造及び能力に関する計画を策定するために必要な知識を有すること
	下水道設計	下水道ならびに下水道に設けられる機械設備及び電気設備の機能及び構造に関する一般的な知識を有すること 下水道の強度計算及び構造計算に必要な知識を有すること 下水道工事の施工法に関する一般的な知識を有すること 下水道の設計図書に関する一般的な知識を有すること
	施工管理法	下水道工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること
	下水処理	下水、汚泥等の処理に関する一般的な知識を有すること
	法規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること
第2種 技術検定	下水道設計	下水道ならびに下水道に設けられる機械設備及び電気設備の機能及び構造に関する一般的な知識を有すること 下水道の強度計算及び構造計算に必要な知識を有すること 下水道工事の施工法に関する一般的な知識を有すること 下水道の設計図書に関する一般的な知識を有すること
	施工管理法	下水道工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること
	下水処理	下水、汚泥等の処理に関する概略の知識を有すること
	法規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること
第3種 技術検定	下水処理	下水、汚泥等の処理に必要な知識を有すること
	工場排水	工場及び事業場からの排水ならびに排水が下水道に与える影響に関する一般的な知識を有すること 除害施設の機能及び構造に関する一般的な知識を有すること

	運転管理	処理施設及びポンプ施設の運転その他の管理に必要な知識を有すること
	安全管理	処理施設及びポンプ施設の安全管理に関する一般的な知識を有すること
	法規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること

<参考>

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

（設計者等の資格）

- 第 22 条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合（政令で定める場合を除く。）においては、その設計（その者の責任において設計図書を作成することをいう。）又はその工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。）については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。
- 2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

## 下水道管理技術認定試験

認定試験は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し認証することにより、管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的とした制度です。

本試験は、公務に携わっている方、民間の方を問わず管路施設の維持管理業務に従事している方等どなたでも受験いただけます。令和7年度までの合格者は35,063人となっています。

### ◇(公社)日本下水道管路管理業協会の実施する下水道管路管理技士試験との関係

(公社)日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士試験のうち「総合技士」及び「主任技士」部門においては、本認定試験(管路施設)、技術検定(第1種、第2種、第3種)いずれかの合格者であることが受験資格となっています。詳細については(公社)日本下水道管路管理業協会のホームページをご覧ください。

#### ■試験区分・試験内容

##### ■試験区分及び対象

試験区分	試験の対象
管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術

##### ■試験科目及び試験の内容

試験区分	試験科目	内容
管路施設	工場排水	工場及び事業場からの排水ならびに排水が下水道に与える影響に関する一般的な知識を有すること
	維持管理	管路施設の維持管理その他の管理に必要な知識を有すること
	安全管理	管路施設の安全管理に関する一般的な知識を有すること
	法規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること

### ◇下水道管理技術認定試験(処理施設)

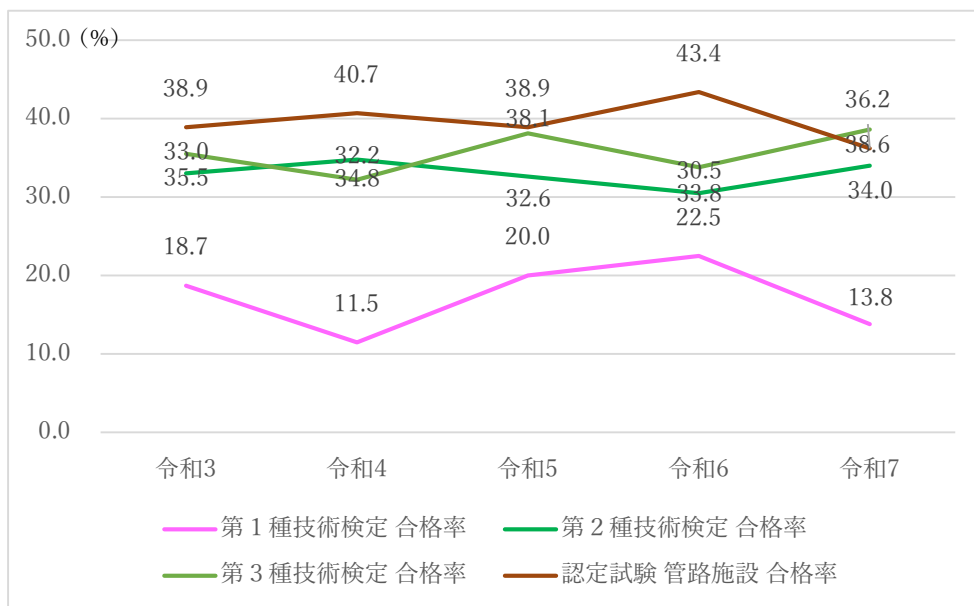
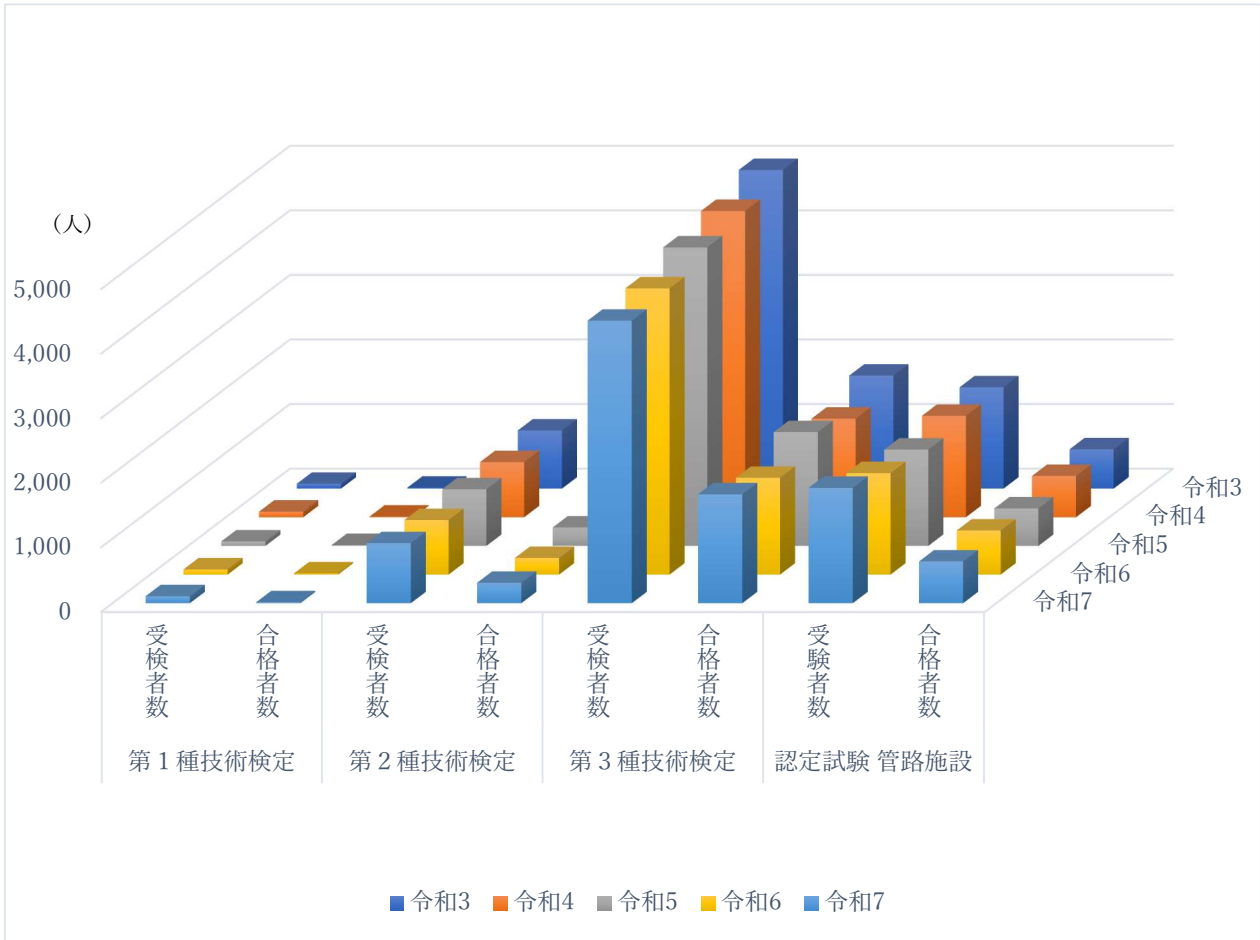
平成15年度まで実施していた下水道管理技術認定試験(処理施設)は、第3種技術検定に一本化して実施しています。

この認定試験(処理施設)の第3種技術検定との一本化は、平成15年度までの認定試験(処理施設)に合格した効果に影響を及ぼすものではなく、認定試験(処理施設)合格は下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)による登録においては、「第3種技術検定」合格とみなされるとともに、平成18年3月末の関係法令の改正により、下水道法第22条の関係では認定試験(処理施設)合格者は第3種技術検定合格者と同一に取り扱われることになっています。

(下水道管理技術認定試験(管路施設)は、例年どおり実施しています)

# 過去の試験の実施報告等

## ■令和7年度までの試験実施状況



実施 年度	第1種技術検定		第2種技術検定		第3種技術検定		認定試験 管路施設	
	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数
令和3	75	14	901	297	4,935	1,751	1,569	610
令和4	87	10	854	297	4,744	1,527	1,571	640
令和5	70	14	878	286	4,624	1,763	1,492	581
令和6	80	18	845	258	4,434	1,498	1,572	683
令和7	109	15	931	317	4,377	1,688	1,787	647

(単位：人)